

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 みずき会 特別養護老人ホーム みずき デイサービスセンター

1. 特別養護老人ホームみずきデイサービスセンターの概要

(1) 運営方針及び事業の目的

目 的

特別養護老人ホームみずきデイサービスセンターは、介護保険法の理念に基づき、要介護、要支援状態又は介護予防・生活支援サービス事業対象者の状態にある高齢者に対し、適切な通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業、緩和した基準による通所型サービス（以下、「はつらつデイサービス」という。）並びに、認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業（以下、「通所サービス」という。）を提供することを目的とする。

方 針

利用者の要介護、及び要支援状態等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消や身体的には自立しているが気力低下気味にある者の引きこもり予防、心身機能・生活機能の維持又は向上、生きがいつくり等に必要な援助、並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、支援その他必要な援助を行います。

(2) 施設の名称と提供できるサービスの種類と地域

名 称	特別養護老人ホームみずき デイサービスセンター
所 在 地	井原市東江原町 1661 番地の 1
管 理 者	藤枝 孝文 （一般型・認知症型・はつらつデイサービス）
サ ー ビ ス を 提 供 する 対 象 地 域 *	一 般 型—井原市、矢掛町、笠岡市（但し、離島を除く） 認 知 症 型 —井原市、笠岡市（但し、離島を除く） はつらつデイサービス—井原市（但し、芳井・美星町を除く）
緊 急 時 等 連 絡 先	0 8 6 6 - 6 3 - 2 1 2 2

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 事業所の定員

利用定員— 一 般 型 : 31名/日（はつらつデイサービス：5名含む）
認 知 症 型 : 8名/日

(4) 職員、職種、員数、及び職務内容

[一般型]

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 人 (常勤)	事業所の総括
総務課長	1 人 (常勤)	施設長と共に事業所の総括
生活相談員	2 人以上 (常勤 1 人以上)	利用者の生活指導、面接、身上調査 並びに利用者や家族等の処遇上の相談、 生活・行動プログラムの作成等
介護職員	7 人以上 (常勤 1 人以上)	協力して介護及び看護
看護職員	2 人以上	
機能訓練指導員	1 人以上	レクリエーション等
事務職員	必要数	事業に関する庶務

[認知症型]

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 人 (常勤)	事業所の総括
総務課長	1 人 (常勤)	施設長と共に事業所の総括
生活相談員	2 人以上 (常勤 1 人以上)	利用者の生活指導、面接、身上調査 並びに利用者や家族等の処遇上の相談、 生活・行動プログラムの作成等
介護職員	3 人以上 (常勤 1 人以上)	協力して介護及び看護
機能訓練指導員	1 人以上	レクリエーション等
事務職員	必要数	事業に関する庶務

[はつらつデイサービス]

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 人 (常勤)	事業所の総括
看護又は介護職員	1 人以上	介護支援、レクリエーション等

(5) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日、祝日 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

営業時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

サービス提供時間

[一般型 ・ 認知症型] 午前 9 : 1 5 ~ 午後 4 : 3 0

[はつらつデイサービス] 午前 9 : 1 5 ~ 午後 4 : 3 0 の内で、4 時間以上

(6) サービスの内容

事業所のサービス内容は、次のとおりです。

[一般型 ・ 認知症型]

・ 身体の介護 ・ 入浴 ・ 食事 ・ 送迎 ・ アクティビティサービス

- ・日常生活上の世話 ・相談、助言
〔はつらっデイサービス〕
- ・日常生活上の支援（生活等に関する相談・助言、健康状態の確認）
- ・選択的サービス（生活機能向上グループ活動サービス等） ・送迎

2. 料金

（1）サービスを利用するにあたっての必要な料金です。下表は、利用者負担割合が1割の場合です。〔一定以上の所得者：2割負担、現役並みの所得者：3割負担〕

項目	サービス種類 要介護状態区分	所要時間及びサービス利用料金					備考	
		3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間		
サービス 利用料金	一般型	要支援1 (事業対象者)	1,798円/月 サービス提供体制強化加算 88円/月					介護保険 告示上額 ※一般型： 要支援1 要支援2 は、 月額で 入浴費を 含む
		要支援2	3,621円/月 サービス提供体制強化加算 176円/月					
	要介護度1	370円 /日	388円 /日	570円 /日	584円 /日	658円 /日		
	要介護度2	423円 /日	444円 /日	673円 /日	689円 /日	777円 /日		
	要介護度3	479円 /日	502円 /日	777円 /日	796円 /日	900円 /日		
	要介護度4	533円 /日	560円 /日	880円 /日	901円 /日	1,023円 /日		
	要介護度5	588円 /日	617円 /日	984円 /日	1,008円 /日	1,148円 /日		
	サービス提供体制強化加算		22円/日					
	介護職員処遇改善加算		月額サービス費 x 92/1000					
	認知 症型	要支援1	429円 /日	449円 /日	667円 /日	684円 /日	773円 /日	
		要支援2	476円 /日	498円 /日	743円 /日	762円 /日	864円 /日	
		要介護度1	491円 /日	515円 /日	771円 /日	790円 /日	894円 /日	
		要介護度2	541円 /日	566円 /日	854円 /日	876円 /日	989円 /日	

	要介護度 3	589 円 /日	618 円 /日	936 円 /日	960 円 /日	1,086 円 /日	
	要介護度 4	639 円 /日	669 円 /日	1,016 円 /日	1,042 円 /日	1,183 円 /日	
	要介護度 5	688 円 /日	720 円 /日	1,099 円 /日	1,127 円 /日	1,278 円 /日	
	サービス提供体制強化加算 18 円/日						
	介護職員処遇改善加算 月額サービス費 x 174/1000						
入浴費	40 円/回						
送 迎	送迎を行わない場合、片道につき△47 円						
食 費	600 円/日						食事が必要な方
紙おむつ代	パット					20 円/枚	必要・希望のある 場合の費用
	シート					60 円/枚	
レク材料費	実費額						(個別の場合に限る)

項 目	サービス種類	サービス利用料金				備 考	
サービス 利用料金	はつらっデイサービス	300 円/1 回				介護保険告示上 額又は井原市で 定める額	
食 費	600 円/日				食事が必要な方		
【保険外サービス】							
入 浴 費	400 円/回				入浴が必要な方		
紙おむつ代	パット					20 円/枚	必要・希望のある 場合の費用
	シート					60 円/枚	
レク材料費	実費額				(個別の場合に限る)		

(2) キャンセル規程

サービス提供、昼食代等、当日サービスをご利用にならなかった場合のキャンセル料金は頂きません。但し、急なご用事、体調急変の場合を除き、前日までにその旨をお知らせください。前日までに連絡が出来なかった場合においても当日の 8 : 30 までにご連絡くださいますようお願い致します。

(3) 支払い方法

1ヶ月のご利用金額を月末締めにてお知らせ致しますので、翌月 20 日までに窓口で現金でお支払いください。

なお、現金でのお支払いの困難な方は、銀行振込も選べます。

銀行名	広島銀行 井原支店
普通口座番号	1 0 3 3 6 9 7
口座名義	社会福祉法人みずき会 特別養護老人ホームみずき デイサービスセンター 理事長 藤 原 律 行

3. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に容態の変化、事故等があった場合には事前の打ち合わせにより、市町村、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡します。

緊急連絡先 1

氏 名	(続柄：)
住 所	
電 話 番 号	

緊急連絡先 2

氏 名	(続柄：)
住 所	
電 話 番 号	

主治医

病 院 名	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

* 緊急連絡先・主治医は必ず記入してください。

また、利用者に対する通所介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰さない事故等に関しましてはこの限りではありません。

(2) 体調確認

既往歴、服薬等「疾病に関する調査」に必ず記入して下さい。

(3) 健康上の理由によるサービスの中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 看護師による健康チェックの結果、体調が思わしくないと判断された時、サービスの内容を変更、または中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により紛失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- (3) 利用者は、利用者本人と他の利用者の健康、安全等に係る物品、食物を持ち込んではいけません。

5. 秘密保持

- (1) 事業所及び職員は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、職員であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事のないよう必要な措置を講じます。
- (2) サービス担当者会議において個人情報を用いる場合には、それぞれにおいて利用者、ご家族の同意を文書にて得ることとします。

6. 損害賠償

- (1) 事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。前項に定める秘密保持に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (2) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

7. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくは、サービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

8. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

ア、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

イ、事業所における虐待防止のための指針を整備します。

ウ、事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

エ、前3号の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9. 衛生管理及び感染症対策

- (1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。

- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

ア、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

イ、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

ウ、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

11. 苦情処理体制及び苦情の窓口

- (1) 相談又は苦情の受付

- ・業務従事者（介護員・看護師・生活相談員等）は、利用者及び家族等から相談又は苦情を電話・口頭又は文書にて随時受け付けます。
- ・受け付けた相談、苦情は受付担当者へ報告します。

- (2) 苦情内容の確認

- ・苦情受付担当者は、利用者及び家族等から相談又は苦情の内容について次の事項を書面に記録し、その内容について確認します。

ア) 相談又は苦情の内容

イ) 相談又は苦情申出人の希望等

ウ) 相談又は苦情内容について関係機関への連絡の可否

(3) 相談、苦情受付の報告

- ・苦情受付担当者は、受け付けた相談又は苦情を苦情解決責任者へ報告します。

(4) 相談又は苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、相談又は苦情申出人との話し合いによる解決へ向けて対応を行います。もしくは、苦情受付担当者に対応を行うよう指示します。
- ・相談又は苦情に対する話し合いの結果、改善策について関係機関に通知し行うよう依頼します。
- ・関係機関での対応が必要な場合は、その対応について口答又は書面で確認し相談又苦情申出人へ依頼します。

(5) 相談又は苦情解決の記録、報告

- ・苦情受付担当者は、相談又は苦情の受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。
- ・苦情担当者記録を苦情解決責任者へ提出し報告します。

相談並びに苦情は、下記へ連絡してください。責任を持って対応いたします。

特別養護老人ホームみずき デイサービスセンター
井原市東江原町 1661 番地の 1
(0866) 63-2122
苦情受付担当者 生活相談員 藤井 伸成 苦情解決責任者 施設長 藤枝 孝文

井原市介護保険課

電話 (0866) 62-9519 FAX (0866) 65-0268

矢掛町役場福祉介護課

電話 (0866) 82-1026 FAX (0866) 82-1454

笠岡市長寿支援課

電話 (0865) 69-2139 FAX (0865) 69-2180

岡山県国民健康保険団体連合会

電話 (086) 223-8876 FAX (086) 223-9109

12. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(説明者)

事業所名 特別養護老人ホームみずきデイサービスセンター

職・氏名 生活相談員 印

私は、事業者から通所サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 (契約者)

住 所

氏 名 印

代理人 (ご家族)

住 所

氏 名 印

続 柄

疾病に関する調査

令和 年 月 日

氏名	印
住所	
生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳)

下記の疾病で、既往歴としてあるものに赤丸を付けて下さい。

脳梗塞・脳血栓・脳卒中・脳出血・くも膜下出血・パーキンソン病 高血圧・低血圧・不整脈・心不全・動脈硬化・高脂血症 白内障・緑内障・老人性難聴・糖尿病・尿毒症・尿路感染症 骨粗鬆症・痛風・腰痛症・神経痛・リウマチ・そううつ病・変形性関節症 アルツハイマー型認知症・認知症・大腿骨骨折 その他「	」
--	---

現在 治療中の 疾病	
------------------	--

主治医（病院名、電話番号、主治医の名前をお書き下さい）

内科	外科	その他

デイサービス等、外出するに当たって注意すること。（服薬、入浴等）

--